

第20回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成31(2019)年2月20日(水) 午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (2) 議案第1号 2019年度農作業標準料金表(案)について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第5号 非農地証明願について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (8) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員(14名)(法律第27条第3項規定)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 眞理子 |
| 4 番 唐橋 洋子 | 5 番 小沼 伸枝 |
| 7 番 助川 悦夫 | 8 番 越沼 良 |
| 9 番 鈴木 賢一 | 10 番 相馬 和恵 |
| 11 番 細岡 則雄 | 12 番 高崎 真一 |
| 13 番 佐藤 長次 | 14 番 荒井 一夫 |
| 15 番 中山 知代子 | 16 番 阿見 芳 |

6 欠席委員(3名)

- | | |
|-------------|----------|
| 3 番 石崎 陽一 | 6 番 吉成 一 |
| 17 番 津久井 勝之 | |

7 参加した農地利用最適化推進委員(7名)

- 両郷地区：大森 清五 笹沼 保治 池澤 高 狸塚 國昭
須賀川地区：鈴木 安幸 屋代 眞文 佐藤 進

8 本委員会に出席した職員

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 事務局長 | 長谷川 淳 |
| (2) 農業振興係長 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 田 上 建 二 |
| (4) 農地調整係主査 | 須 藤 義 尚 |
| (5) 農地調整係主事 | 長谷川 慎 弥 |

(6) 農業公社事務局係長 小林 正 尚

(7) 農政課農政係主事 平 石 健 一

9 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は14名であり、定足数を満たしております。ただいまから第20回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には7番助川委員、8番越沼委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局（長谷川慎弥） それでは、資料の1ページになります。報告第1号農地法施行規則第29条第1号の届出についてですが、今回1件提出されています。まず農地法施行規則第29条第1号につきましては、自ら耕作する農地の保全、利用増進のため、または2アール未満の農地を自ら耕作するための農業用施設、例を挙げると農業用倉庫などに転用する場合、許可は要せず、届出書を提出することという旨規定されております。

<総会資料に基づき読み上げ。1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「2019年度農作業標準料金表（案）について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局（伊藤 甲文） 議案第1号「2019年度農作業標準料金表（案）について」ご説明いたします。2ページをごらんください。

ご承知かと存じますが、農作業標準料金表については、毎年4月までに、年度ごとの農作業標準料金表を作成し、各農家に配布しております。

本日お示しております（案）の作成経緯につきましては、本年1月に2つの委員会を開催しております。まず、1月17日に、振興事務所、農協のメンバー5人と事務局長からなる検討委員会で2019年度の料金表を協議し、素案を作りました。次に、1月23日に、農業団体の代表者の方、委託者・受託者の代表の方々も委員に加わり、荒井会長が委員長、佐藤職代が副委員長を務めます策定委員会においてその素案をたたき台に協議を行い、本日の（案）となっております。

協議の中で、本年10月に予定されております消費税10%への改定の考え方についてですが、一覧表にある作業項目のほとんどは、10月までの作業であるため、消費税の改定の影響はなく、今年度と同じ8%の税込みの金額表示で問題ないこと。また、10月以降の作業は、この料金表の8%税込み金額を基に、2%分を割り返しして計算するなど、相対で消費税改定分の取り扱いを決めていただきたいことから、8%の税込表記のみとなっております。また、表中の作業項目、料金については、前年度からの変更部分はありません。

この料金表の農家への配布方法については、今回からJA営農経済センターを通して、広報なすの3月号と併せて配布する予定です。昨年までの農業委員会事務局、支所窓口での配布、農業委員・推進委員を通じた配布及び市ホームページへの掲載も引き続き行います。用紙の色については、昨年と異なる色で、水色を予定し、用紙サイズは昨年同様のA4・中厚口を考えております。

事務局からの説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議長（荒井 一夫） はい、木村委員。

木村 光一委員 この表に載っていないものについて、次年度にかけての参考意見として考えていただければと思っておりますが、一つは飼料作物、WCSですか、その刈取りの料金について、機械もかなり普及してきている現状であります。まだ台数は少ないかと思いますが、前もって料金を検討しておいた方がいいと思います。もし次年度に料金を出せるのであればよろしくお願ひしたい。これは、私の地元、湯津上地区でも機械化の総会の席上で出ておりますので、そのあたりも併せてお願ひします。

あともう1点は均平作業で、いわゆるレベラーですが、これについても料金設定について、機械を持っている方から何かあったのかと話を伺っていますので、同じく次年度にかけてよろしくお願ひします。

議長（荒井 一夫） ただ今の話について、事務局の方で何か付け加えること

はありますか。

事務局 (長谷川 淳) まず1点目のWCSですが、前年にもそのような話が出ておりました。あくまで標準料金表ということですので、特殊性のあるものは除くということから、表には掲載していないという経緯であります。次にレベラーというのは特殊な作業になるのでしょうかね、そういうところで、ごく一般的な作業について載せているということでご理解いただければと思います。ただ要望が出てくれば、検討委員会等々で協議いたしますのでよろしくをお願いします。

議長 (荒井 一夫) ありがとうございます。少し付け加えさせていただきます。事務局の説明の最後に検討委員会の話が出てきましたが、私も何年か前から策定委員会に出席しております、その場においてはこれら2点の話題が出ております。ただ、説明のとおり、まだ特殊性が強いということで料金表に載るには至っていない状況です。只今ご意見が出たということは来年の策定委員会、検討委員会に話を通していきます。

その他ございますか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は15件あります。はじめに事務局からの説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づき読み上げ。3~4ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 去る2月15日現地調査班第3班、清水委員、相馬委員、細岡委員、そして私と事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告いたします。

ただいまの農地法第3条の規定による許可申請15件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、佐藤委員。

佐藤 長次委員 売買の案件について、価格にかなりの開きがあります。極端に言うと倍以上値段の差があります。土地の売り手、買い手が相対で交渉して金額を出しているかと思いますが、その要件ですね、10アールあたり地域によって格差があるのはわかりますが、あまりにも、コメに換算すれば7俵あるいは10俵で差は3俵くらいで、値段では3万円程度なのかなという感覚であります。土地については、50万円から20万円の間でかなり開きがあります。それについて事務局の方ではどのような設定で、お互いに決めるのですということになればそれまでなのですけれども、基準の金額、利便性や相続でお金が必要ですかいろいろ要件があると思います。ですけれども、ある程度地域の格差、須賀川、野崎、両郷、佐久山ですとか違いますけれども、そういった中であまりにも、こんなにも倍もあっていいのか、私はある程度要件が明確になっていけば納得するのですが、相対なので仕方がないよということなのかどうか、事務局で設定するにあたっての要件等をわかる範囲でできればお願いしたいと思います。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からお願いします。

事務局 (長谷川慎弥) 申請の段階では金額の記載の義務ではないのですが、参考としてどれ位で売買の価格や賃借料を考えていらっしゃるのかを記載してもらっているところがございます。その結果、額によっては税金が絡んでくるのかを案内しております。地域差もあるとは思いますが、あくまで参考ということで記載してもらっているのを載せている状況であります。

事務局 (田上 建二) 先ほど職代がおっしゃったように相対、お互いが決めるということが原則であります。もし、その金額の目安がつかない、参考程度に教えていただきたいということであれば、農業公社を通した、または農地法第3条の許可を通した昨年の実績に基づき、毎年集計を出しておりますので、地域ごとの売買金額の上限、下限の金額やその平均を出しておりますので、それらを参考に決めていただくということで、その金額を農委だよりでもお知らせしております。ただ、金額を決めるのは当事者同士で、お互いで決めていただくということでございます。

議 長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。何かございますか。

佐藤 長次委員 今の話ですが、相対が基本だということで、特にトラブル等がでなければ何ら問題ないと思いますが、一般的にこういうところに提示された金額にあまりにも差があるということが気になる点であります。今後高齢化ということで、土地の流動化ということも考えられますので、トラブルのない形で、相対というのが基本であるとすれば、地域のある程度の目安、基準、土地の評価価格に応じた値段というものも、ある程度

一般的に公表できるかどうかはわかりませんが、そういったところができるかどうか、今後についてどのように考えられているのかお願いします。

事務局 (長谷川 淳) 農地の売買につきましては、地域性というのが当然あります。ただ、売りたい、買いたい、それが基本です。いま田上係長からありましたように、基本的な金額は提示しております。ただ、地域性を持たせる価格を一方的に言うこともできないですし、当然固定資産税の評価額は地域性を持って評価されています。それは皆さん納税通知書で把握されていると思うのですが、それとはまた別な価格ということで判断いただければと思います。

事務局 (小林 正尚) 農業公社の立場でご返答申し上げたいと思います。農業委員会の3条許可とは若干ニュアンスが違うと思うのですが、農業公社を通した場合は、減免、免税という点もありまして、県の農業振興公社の方も基準としては幾らという線というものはありませんので、ざっくりばらんに近傍価格として取り扱っているのが現状であります。平たく言えば地域的に差がある、農地としての条件も差があるということで、極端に近傍価格よりも低いという場合は、県農業振興公社でも買受はできませんということで、はっきり断られております。農業公社での取り扱いと委員会での扱いは若干違うのかなと思っております。返答になっているか分かりませんが、農業公社からの回答ということでお願いします。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。
<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。5ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第4条の規定による許可申請1件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりまし

たので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件です。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ。6～15ページ>

続きまして資料の14ページをご覧ください。

番号9及び15ページの番号10でございますが、平成28年2月26日付で3年間の一時転用許可を受けた営農型太陽光発電設備の期間満了に伴う更新申請でございます。営農型太陽光発電設備は、適切な営農を継続しながら、農地の上部に太陽光発電設備を設置し発電事業を行うことで、作物の販売収入に加え売電による継続的な収入を得ることにより、農業経営の更なる改善に資することを目的とした取組でございます。申請にあたりましては、議案第2号の農地法第3条許可申請にもありました農地の上部に太陽光パネルを設置するための地上権設定にあわせ、太陽光パネルを固定するための支柱部分の5条転用許可が必要であり、本件は、その支柱部分の転用許可申請になります。

なお、転用期間についてでございますが、平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長発出の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」において規定されている3年間となります。

また、許可の更新に際しましては農林水産省農村振興局長発出の同通知におきまして、「下部の農地での営農状況を十分に勘案して総合的に判断するもの」とされており、具体的には「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合は改善指導等が必要」とされておりますが、現地調査や農作物の状況報告、写真等の証拠書類において、地域の平均的な単収200kg/aに対し9割程度185kg/a収穫されていることを確認しており、適切に営農されていることをご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員 (高崎 真一) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請10件について地元推進委員と現地調査

をしたところ、何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。

なお、最初に説明しておけばよかったのですが、推進委員さんも出席いただいておりますので、ご意見、質問がございましたら挙手いただきまして、積極的に発言をお願いしたいと思います。それでは、質疑はございませんか。

< 2委員の挙手あり >

議長 (荒井 一夫) それでは、まず小沼委員。

小沼 伸枝委員 申請番号9番と10番の件ですが、平成28年2月の許可ということで、その時の農業委員会総会の中でミョウガを作ることを聞いたと思うのですが、先ほどの説明で1アールあたり185kg取れましたとありましたが、ミョウガはどのくらい取れるものなのですか。

事務局 (田上 建二) 営農型太陽光を設置した場合、毎年2月までに1年間の報告を出さなければならない決まりになっておりまして、今年で作付けして2年目だったと思うのですが、それで収量が1反歩あたり185kg取れたという実績でございます。この辺りでミョウガは那珂川町で作っておりまして、JAなす南のミョウガ部会がございまして、9戸ほどの農家が所属しておりまして、昨年の実績で見ると1反歩あたりで200kgの収量があったそうです。それで申請地でも同じ収量が取れるのではないかとということで、概ね200kgを平均的な収量として、そこで実際取れたのが185kgということで92.5%の実績になっています。国の基準では8割以上の収量、その作物の質の確保をしていきなさいというのがあるのですが、本件は収量を満たしていることやそれなりの品質があるということで、継続して営農型太陽光を更新しても問題ないという事務局の判断でございます。

議長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。次に木村委員。

木村 光一委員 今のところで質問します。その収量を確証するものとして、出荷先や伝票はあるのでしょうか。

事務局 (田上 建二) 現地で収穫作業しているなどの写真を提出いただいております。また、地元の農地利用最適化推進委員、引地推進委員だと思っておりますが、ご意見をいただいております。作付けして2年目でありますけれども、年に200kg近くの収量を得られたということで、特に問題ないとのことであります。

木村 光一委員 収量を得られているようですが、その作物は自家消費ではなく、どこかに出荷しているのでしょうか。

事務局 (田上 建二) 申請番号9番の貸人である会社は、佐野市でも1町歩く

らの営農型太陽光発電を設置しておりまして、ここ大田原で収穫されたものについては、農協系統出荷や道の駅でも販売しているそうでございます。また佐野市にありますので、そちらの系統でも出荷していることも考えられます。

木村 光一委員 会社も大きくてどちらで販売しているのかということも確認していただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと考えます。これは、那須塩原あたりでも営農型太陽光発電が増えておりまして、中には届出ができないような状況の施設もあるように聞いております。大田原ではこのようなことがないということです。

あと1点ですが、今回の申請でも1番から5番までは大田原市開発行為指導要綱に基づく事前協議の申請がされていますが、それについて少し説明をいただければと思います。

事務局 (田上 建二) 簡単に申し上げますと、大田原市開発行為指導要綱については、旧大田原市の区域内は面積が1,000㎡以上、湯津上と黒羽の区域内は3,000㎡以上の開発を行う場合は、都市計画で定める開発行為に該当するという事で、市と事前に開発行為の内容を協議し、要綱に定める基準に適合するものでなければならないことになっております。事前協議の申請が出ると庁内の関係各課の担当者からなる連絡会議が開かれ、その会議で要綱基準に適合すると判断されませんと承認ができません。

この総会と開発行為指導要綱との関係ですが、指導要綱の申請がなされている案件がこの総会で許可となっても、その日が農業委員会の許可日とはならず、最終的には都市計画法の指導要綱の承認日と同じ日付で農業委員会の許可を出しております。

議 長 (荒井 一夫) よろしいですか。

<木村委員、了解の声あり>

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願ひます。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願ひについて」を上程します。申請件数は4件ございます。はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ。16～19ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高崎委員。

現地調査担当委員(高崎 真一) 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願4件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて一部読み上げ、20～33ページ>
農地所有者代理事業 計77件
農地売買等事業 計24件
農地中間管理機構特例事業 計5件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、34～35ページ>
農用地利用集積計画 計6件
農用地利用配分計画 計6件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願いたします。何かございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さんからのご意見がないようですので、それでは私から少しお話しさせていただきます。

前回の総会案件の関係で、ある委員さんから全員で現場を確認してはというご意見があったのですが、私の独断ということではないですが、特別にその計らいについては、対応はしませんでした。というのは、現在まで長いこと現地調査のやり方は各班に分かれまして総会に上程される案件をすべて確認しております。私も皆さまが現地調査で確認される前に事務局とともに確認しております。現実的には調査担当委員が現場で確認、協議した結果を担当委員の代表から報告を受け、その報告に基づいて質疑をしているという流れでやっております。そのようなことから、あえて特別に全員で現地確認をすることはいたしませんでした。

ただ、皆さまにお願いしたい点は、事前に総会資料を送っておりますので、各自その資料を確認いただいて、これはどうなのかなという案件という場合には、委員さん自ら事務局に確認するなり、現地を見に行くなりという対応をしていただきたいと思いますと考えております。

また、前回中山委員から優良農地ということについて、内容を確認したい、話し合いたいという話がありました。今日は事務局の田上係長から説明をお願いして、それをお聞きいただきたいと思いますので、田上係長よろしいでしょうか。

事務局 (田上 建二) それでは、農地転用の許可基準について改めて説明させていただきます。農地を宅地、店舗、駐車場などの農地以外のものにする場合には農地法に基づく転用許可が必要になります。農地転用にあたりましては、許可の可否を判断する際の基準が定められておりまして、立地基準と一般基準という2つの基準に照らし合わせて判断することになります。

まず、1つ目の立地基準については、農地をその営農条件や周辺の市

街地化の状況からみて区分する農地区分により許可の可否を判断する基準であります。農振農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分して判断を行います。まず農振農用地とは、農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内の農地でありまして、転用は原則不許可になります。次に第1種農地とは、10町歩以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地、良好な営農条件を備えている農地でありまして、これも原則転用は不許可となります。次に第2種農地とは、市役所や鉄道の駅から500m以内にあるなど市街地化が見込まれる農地、生産性の低い小集団の農地で周辺の土地に立地できない場合には許可することが可能となっております。第3種農地とは、市役所や鉄道の駅から300m以内にあるなど市街地の区域や市街地化の傾向が著しい区域にある農地、また、都市計画において用途地域に指定された区域内にある農地でありまして、原則許可することが可能となっております。農振農用地、第1種農地については原則不許可となっておりますが、不許可の例外というのがございまして、この例外の要件を満たせば、農振農用地、第1種農地であっても許可をすることが可能となっております。その中の一つを申し上げますと、住宅やその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは設置可能となっております。

次に2つ目の一般基準については、農地転用の確実性や周辺農地への影響を審査する基準であります。転用行為を行うのに必要な資金や信用があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意があること、許可が遅滞なく出る見込みがあること、面積が事業の規模からみて適正であること、他法令の許認可が必要である場合にはその許認可が見込まれること、周辺の農地に係る営農条件に支障がないことなどが一般基準で審査することになります。

農地転用の許可の可否を判断する立地基準と一般基準の2つを満たさないと許可ができないこととなっております。また、農振農用地内の農地を転用する場合には、農用地区域からの除外の許可を得てからでないと農地転用の申請を受けることができないこととなっております。私からの説明は以上です。

議長 (荒井 一夫) ありがとうございます。かいつまんで説明いただきましたので、なかなか頭の中に入らないことと思います。わからないというところがありましたら、事務局に問い合わせるなり、あるいは皆さん、お手元の農業委員手帳や農業委員関係図書にもかいてありますので、ぜひ、自分の知識としてご理解いただきたいと思います。この件に関しては、以上をもちまして終了とさせていただきます。

それでは、皆さん方からご意見等がないようですので、以上で第20回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時54分 閉 会